

山梨県森林環境教育推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、子どもたちの森林や木の文化を継承する心を育むため、やまなし森林環境教育・木育推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する、森林体験活動及び木育を推進する事業に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象となる経費及び補助率）

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びこれらに対する補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で知事が決める。

（交付申請）

第4条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、補助事業に着手する前までに知事に提出し、交付決定を受けなければならない。

（交付決定）

第5条 知事は、第4条により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、協議会に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止又は廃止承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けること。
- （4）協議会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても補助金の交付の目的に従って善良な管理者の注意をもって管理すること。

（補助金の交付方法）

第7条 知事は、必要があると認める場合には、協議会に対し、概算払いにより交付することができる。

2 協議会は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書

(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 協議会は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(額の確定及び返還)

第9条 知事は、前条の規定により提出された実績報告等の内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、協議会に通知するものとする。

2 協議会は、確定交付額と既に概算払を受けている額とを比較して、知事に対し、不足する額を補助金請求書(様式第6号)により請求することができ、又は超える額を知事が指定する日までに返納しなければならない。

3 知事は、協議会が不正若しくは虚偽の申請をし、これによって補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

(財産処分制限)

第10条 協議会は、補助事業により取得した取得財産等は、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 協議会は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年５月３１日から施行する。

<別表>（第２条関係）

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
（１）普及啓発活動に要する経費	報償費、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	当該経費の 10/10 以内	1 補助区分相互間において、いずれか低い額の 20 %以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
（２）その他事業実施に必要な経費	報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費		

番
令和 年 月 日
号

山 梨 県 知 事 殿

（申請者） 印

令和 年度山梨県森林環境教育推進事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号）
第 4 条及び山梨県森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、次
の関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 3 添付書類
 - （1）事業計画書（様式第 1 号の 2）
 - （2）収支予算（見込）書
 - （3）その他関係資料（見積書、位置図、実施箇所写真等）

事業計画書

1 普及啓発活動に関する事業及び経費

事業概要	
実施予定期間	
経費	

2 その他事業実施に必要な経費

事業概要	
実施予定期間	
経費	

番
令和 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

（申請者） 印

令和 年度山梨県森林環境教育推進事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった森林環境教育推進事業費補助金に係る補助事業について、次のとおり変更したいので、山梨県森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定に基づき申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

（1）変更事業計画書（様式第2号の2）

（2）その他関係書類（見積書、位置図、実施箇所写真等）

変 更 事 業 計 画 書

1 普及啓発活動に関する事業及び経費

事業概要	
実施予定期間	
経費	

2 その他事業実施に必要となる経費

事業概要	
実施予定期間	
経費	

番
令和 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

（申請者）

印

令和 年度森林環境教育推進事業費補助金事業（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった森林環境教育推進事業費補助金に係る補助事業について、次のとおり（中止・廃止）したいので、山梨県森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定に基づき申請します。

<（中止・廃止）の理由>

番
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

（申請者）

印

令和 年度山梨県森林環境教育推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった森林環境教育推進事業費補助金について、山梨県森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 円

2 概算払請求の理由

3 支払いの方法 口座振替

振替先銀行名

支店名

預金種別（当座・普通）

口座名義(フリガナ)

口座番号

番
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

（申請者）

印

令和 年度山梨県森林環境教育推進事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった森林環境教育推進事業費補助金について、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第12条及び山梨県森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金精算額 金 円

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 支払いの方法 口座振替

振替先銀行名

支店名

預金種別（当座・普通）

口座名義(フリガナ)

口座番号

5 添付書類

（1）事業報告書（様式第5号の2）

（2）収支決算（見込）書

（3）その他関係資料（領収書・配付資料・実施状況写真等）

事業報告書

1 普及啓発活動に関する事業及び経費

事業概要	
実施期間	
経費	

2 その他事業実施に必要な経費

事業概要	
実施期間	
経費	

番 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者) 印

令和 年度山梨県森林環境教育推進事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付額確定通知のあった森林環境教育推進事業費補助金について、山梨県森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり請求をします。

- 1 請求額 円
- 確定交付額 円
- 既概算払額 円

2 支払いの方法 口座振替

振替先銀行名

支店名

預金種別（当座・普通）

口座名義(フリガナ)

口座番号

番
令和 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

（申請者）

印

令和 年度山梨県森林環境教育推進事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年度森林環境教育推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第10条第2項に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類